

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年（令和4年）10月1日から、一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等 [※]	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等 [※]	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に、1割負担となります。

※世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。（2021年中の所得をもとに、2022年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります）

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間（2025年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

【高額療養費の口座を登録されている方】

>>> 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として登録口座へ後日払い戻します。

【高額療養費の口座を登録されていない方】

>>> 2022年9～10月頃に申請書を郵送する予定です。

電話や訪問で、口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例) 1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき …①	5,000円
窓口負担割合2割のとき …②	10,000円
窓口負担増加額(②-①) …③	5,000円
窓口負担増加額の上限 …④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

【問い合わせ先】

- 栃木県後期高齢者医療広域連合
☎028(627)6805
- 矢板市健康増進課国保医療担当
☎0287(43)1118
- 厚生労働省コールセンター
☎0120(002)719

○不審な電話があったときは…

- ・矢板警察署 ☎(43)0110
- ・警察相談専用電話 ☎#9110
- ・消費生活センター ☎188

募集 地域課題に取り組む行政区を応援します

矢板市総合戦略で掲げている基本目標の実現を目指すため、行政区が抱える地域課題の解決を図る活動の中で、特に先駆的な取り組みに対し支援を行います。

対象/各行政区が実施する事業、複数の行政区の共同事業、民間事業者や団体等と連携して実施する行政区の事業

【申請スケジュール】

事前相談/5月9日(月)～27日(金)

申請期間/6月13日(月)～30日(木)

※申請には事前相談を受ける必要があります。

※申請検討の相談は随時受け付けています。

選考結果の通知/7月ごろ

申請・問い合わせ/総合政策課 ☎(43)1112

【矢板創生推進交付金の仕組み】

地域で抱えている問題への取り組み

空き家 耕作放棄 森林荒廃 鳥獣被害
担い手不足 高齢者・子育て支援 など



最長3カ年度/最大100万円の交付金

募集 矢板市いきいき「市民力」助成金

皆さんが行うまちづくりを応援するため、市内で公益的な活動をしている団体の事業に助成金を交付します。

対象/会則などを定めており、市内を中心として5人以上で活動している団体

対象事業/自発的に行っている公益性の高い事業

※国・県・市から、財政的支援を受けている場合を除く
※行政機関などが主催する事業への出店などは対象外
助成金額/1団体につき1事業の必要経費で、上限10万円
※食糧費（飲食代）は助成対象外です。

助成率/活動年数により、次のとおりです。

- ・スタート支援……設立1年以内の団体は100%
- ※1団体1回のみ
- ・ステップアップ支援……設立2年目以降の団体は80%
- ※1団体年1回、通算2回まで

申請期間/4月1日(金)～4月28日(木)

そのほか/申請が少ない場合は、予算の範囲内で随時受け付けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ/総合政策課 ☎(43)1112

募集 姉妹都市交流事業交付金

姉妹都市である茨城県笠間市との交流活動を推進するため、笠間市との交流事業を行う市内の団体に対し、姉妹都市交流事業費交付金を交付します。

対象/次に当てはまる方が所属する市民団体(6人以上)など

- ・市内小・中・高校の児童生徒および指導者
- ・市内在住の社会人(大学生を含む)
- ・その他、市長が特に認めた者

対象事業/

①矢板市団体の笠間市訪問による交流事業

②笠間市団体の矢板市訪問による交流事業

交付金額/事業の必要経費の2分の1で、上限10万円
※1団体において対象事業を各1回まで、計2回の交付を限度とし、食糧費（飲食代）は補助対象外とします。

申請期間/4月1日(金)～28日(木)

そのほか/申請が少ない場合は、予算の範囲内で随時受け付けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ/総合政策課 ☎(43)1112

うちの子「結婚」しないのかしら?
独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎028-611-3545

結婚相談所 ムスベル

広報やいたに
広告掲載
しませんか?

①裏表紙限定 60,000円/回 (12cm×17.8cm)
②スタンダード 20,000円/回 (4.1cm×17.8cm)
③気軽にできる 10,000円/回 (4.1cm×8.9cm)

【問い合わせ】秘書広報課 ☎(43)3764

4月は固定資産税縦覧期間です

(1) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税納税者は、「自己の土地または家屋の価格」のほか、「市内のほかの土地または家屋の価格」を確認することができます。

縦覧期間／4月1日（金）～5月2日（月）
8：30～17：15（土・日・祝日を除く）
手数料／無料（帳簿のコピーはしません）

縦覧できる方	縦覧できる内容	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税納税者 納税管理人 納税者と同居の親族 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税（土地）の納税者 →土地価格等縦覧帳簿 	<ul style="list-style-type: none"> 納税者の納税通知書、または課税明細書 縦覧者の本人確認書類（マイナンバーカードなど）
<ul style="list-style-type: none"> 納税者の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税（家屋）の納税者 →家屋価格等縦覧帳簿 	<ul style="list-style-type: none"> 納税者の納税通知書、または課税明細書 代理人の本人確認書類（マイナンバーカードなど） 委任状

(2) 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳（縦覧帳簿に記載された事項、課税標準額※1など）を確認することができます。

※1 土地や家屋の評価額に特例措置などを加味したもので、これに税率を掛けたものが税額となります。
※2 市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合、固定資産税は課税されません。

閲覧期間／通年8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
手数料／300円【縦覧期間中の4/1～5/2のみ無料】

閲覧できる方	閲覧できる内容	必要なもの
①固定資産税の納税義務者 納税者 免税点未満の所有者※2	当該納税義務に係る固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 納税者の納税通知書、または課税明細書 本人確認書類（マイナンバーカードなど）
②借地人	当該権利の目的である土地	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸借契約書の原本 本人確認書類（マイナンバーカードなど）
③借家人	当該権利の目的である家屋とその敷地である土地	
④固定資産の処分をする権利を有する方	当該権利の目的である資産	お問い合わせください
①～④の代理人	委任された固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 上記の①～④に該当する書類 委任状 代理人の本人確認書類（マイナンバーカードなど）

縦覧・閲覧場所／税務課（市役所本館2階）
問い合わせ／税務課 ☎（43）1115

税金は納期限までに納めましょう ～滞納、見逃しません!～

納期限までに税金が納められていないときは、督促状が発表されます。発表の日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、預貯金・保険・給与・土地・建物・自動車・オートバイの差押えなどの滞納処分を受けることになります。



自動車などを差押えるときはタイヤをロックします。

問い合わせ／
税務課 ☎（43）1115

軽自動車の廃車・変更 手続きはお済みですか？

使えなくなったり、譲ったりして車両はないのに、廃車や名義変更などの手続きを忘れていませんか？軽自動車税は、毎年4月1日に登録されている車両に課税されます。忘れず、お早めに手続きしてください。

車の種類	問い合わせ
原動機付自転車 小型特殊自動車	市税務課 ☎（43）1115
二輪の軽自動車 小型自動車	関東運輸局栃木運輸支局 ☎050（5540）2019
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会栃木事務所 ☎050（3816）3107

野良猫にエサを与えている方へ

野良猫を見掛けて、「お腹が空いていないかな？」と思いやる優しい気持ちはとても大切です。

しかし、野良猫にエサを与えると飼い主と見なされ、「終生飼養」の責任が生じます。また、増えた猫やフン、鳴き声などによりご近所に迷惑を掛けているかもしれません。責任ある行動をお願いします。

- お願い／
- 犬や猫の飼い主の方は、適正なしつけを必ず行ってください。特に、鳴き声によるトラブルが目立ちます。
 - 飼い猫の行方不明や交通事故、感染症を防ぐために、**室内飼いに努めてください。**
 - 動物を捨てることは犯罪です。「終生飼養」を守ってください。
 - 飼い犬や猫が迷子になったら、すぐに栃木県動物愛護指導センター ☎028（684）5458に連絡してください。

問い合わせ／生活環境課 ☎（43）6755

【野良猫による被害にお困りの方へ】

近年、野良猫に関する被害やご相談が多数寄せられています。しかし、動物愛護の観点から野良猫の捕獲や餌やりを条例で規制することは難しく、ご自身で防衛していただくしかありません。

防衛策の1つとして、市では猫よけ器の貸し出しを実施しています。貸し出しの予約は、生活環境課窓口または電話で受け付けています。

期間／貸し出しを受けた日から21日以内
※貸し出しは、1世帯につき同一年度において1度限りです。

台数／2台まで
費用／無料（猫よけ器に必要な電池はご自身でご用意ください。）

公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を告示します

受益者負担金は、下水道の整備が計画されている区域のすべての土地が対象です。下水道の整備状況にあわせて、賦課対象区域を年度初めに告示し、皆さまにお知らせしています。

対象区域／片岡・乙畑・石関地内の各一部
負担金／土地1㎡当たり300円

例) 100坪の土地を所有している場合、330㎡(100坪) × 300円 = 99,000円

納付方法／5年分割の年4期（全20期）

※一括納付報奨金や徴収猶予などの制度があります。

問い合わせ／下水道課 ☎（43）6214

Q：なぜ受益者負担金がかかるの？

A：公共下水道は都市計画に基づき整備されていて、利益を受ける方に事業費の一部をご負担いただくことで、下水道が整備されない地域の方との公平性を確保するためです。

Q：下水道を使わなければ受益者負担金はかからないの？

A：下水道に接続する、しないにかかわらず受益者負担金はかかります。公共下水道が整備され、「供用開始区域」となった時点で賦課されます。ただし、その土地の状況などによって徴収の猶予、または減免される制度があります。

公共下水道供用開始区域の縦覧を行います

4月1日から新たに下水道の利用が可能になる区域を縦覧することができます。

縦覧期間／3月15日（火）～31日（木）
8：30～17：15

縦覧場所／下水道課

※日曜・祝日は、市役所本館 市民室で行います。

縦覧内容／
・公共下水道供用開始区域
・新たに供用開始区域となる地域
（乙畑・石関地内の各一部）

問い合わせ／下水道課 ☎（43）6214

Pay Forward Pay Forwardで「つなぐ」つながる
"やいた"のご当地アプリ登場!
加盟店募集中
お客様にイベントや商品情報などお得な情報を即時配信
活動報告などの情報発信としてもご利用出来ます!
Vesta info@vesta8.com ☎0287-46-5180

福祉リフォーム 空き家リノベーション
不動産のご相談
株式会社あいる 矢板営業所
矢板市鹿島町 12-13
携帯：090-4360-3395 お気軽にお問い合わせください

重度の障がい者、高齢者の方へ 令和4年度分「矢板市福祉タクシー利用券」交付

重度の障がい者、高齢者の方を対象に、タクシー料金の一部を助成する「矢板市福祉タクシー利用券」を交付します。

受付開始日／3月25日（金）

受付時間／8:30～17:15 ※土・日、祝日を除く

受付場所／社会福祉課窓口

そのほか／

- ・交付申請は、毎年度必要で、年度1度限りです。
- ・紛失など、いかなる理由があっても再発行しません。

- ・代理申請の場合は、申請者の手帳または本人確認書類、および代理人の本人確認書類が必要です。
- ・申請の際に必要な等級を確認できる手帳や本人確認書類は原本をお持ちください。コピーでは申請できません。
- ・「矢板市福祉タクシー利用券」を利用できるタクシー事業者については、市ホームページをご確認ください。
- ・80歳以上の高齢者として申請した場合、年度途中で①～③の対象となる手帳を取得しても、新たに申請することはできません。

申請・問い合わせ／

社会福祉課 ☎(43) 1116 ㊟(43) 5404

対象者／

	対象	交付枚数	助成金額	必要なもの
①	身体障害者手帳の等級が1級または2級の方 3級で下肢または体幹の機能障がいがある方	48枚/年	1枚当たり 500円 ※1回の乗車で最大 3枚まで使用可	<ul style="list-style-type: none"> ・①～③の対象となる手帳 ※コピー不可
②	療育手帳の等級がA1またはA2の方			
③	精神障害者保健福祉手帳の等級が1級 または2級の方			
④	80歳以上の方	24枚/年		<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(マイナンバーカードなど) ※コピー不可

「ともなりパス」交付事業

市では、高齢者の「生きがいづくり」や「社会参加」、高齢者ドライバーの「交通事故防止」を目的に「ともなりパス」を交付しています。

ともなりパスをお持ちの方は、中央部循環路線とデマンド交通の利用料金が、無料または割引となりますので、ぜひ申請のうえご利用ください。

	ともなりパス 75（高齢者外出支援事業）	ともなりパス 65（運転免許自主返納者支援事業）
対象	75歳以上で本市に住所がある方	65歳以上の運転免許自主返納者で本市に住所がある方
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中央部循環路線利用料金が無料 ・デマンド交通利用料金が割引→片道100円割引で200円、往復200円割引で300円 	
申請方法	各窓口にある申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（マイナンバーカードなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許取消通知書 ・本人確認書類（マイナンバーカードなど）
	※代理申請の場合は、使用者および代理人の本人確認書類が必要になります。	
利用方法	乗車時に運転手へ「ともなりパス」を提示してください。	
申請・問い合わせ	高齢対策課 ☎(43) 3896	生活環境課 ☎(43) 6755

「地域包括支援センター」は、高齢者とその家族を支援します

地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢者本人はもちろん、家族や地域住民の相談に応えるため、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、お互いに連携を取り合いながら「チーム」として、総合的に皆さんを支えます。

どんな支援が受けられますか？

地域包括支援センターでは、具体的に①～④のような相談や支援を行っています。特に認知症に関わることで、両センターに「認知症初期集中支援チーム」を設置して、専門員2人と認知症サポート医1人がチームを組んで、認知症の方やその疑いのある方、またそのご家族に対して手厚い支援を行っています。

高齢者の実態把握事業 へのご協力について

矢板市では、高齢者の方を対象に、生活状況、健康状態、家族状況などの内容について訪問による聴き取りを行っています。地域包括支援センターの職員が訪問した際にはご協力をお願いします。



地域包括支援センター



①さまざまな相談ごと

- ・地域に住む高齢者に関する相談
- ・高齢者やその家族が抱える悩みや相談

②その人らしく生きるために

- ・虐待を受けている、その恐れがある人がいる
- ・虐待をしてしまう
- ・財産管理に自信がなくなった
- ・訪問販売の被害にあった

③暮らしやすい地域のために

- ・住み慣れた地域で安心して暮らしたい

④健康や介護のこと

- ・今の健康を維持したい
- ・日常生活に不安がある
- ・介護予防サービスを利用したい
- ・要介護認定の申請を代行してほしい

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う

地域包括支援センターの窓口の運営について

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターには、高齢者やその家族のほか、地域の関係者や介護サービス事業所の職員など、大勢の方が訪れます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来所時の注意事項をお伝えすることがございますので、当面の間、相談窓口をご利用の際は、事前に電話連絡をお願いします。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

「ちょっと困ったなあ…」そんな時は、ぜひ私たちにご相談ください。まずはお電話を。

●矢板市地域包括支援センターやしお ☎(47) 5577

住所／平野 1362-12（特別養護老人ホーム八汐苑内）

担当地域／

- ・泉地区
- ・矢板地区西部の行政区

（矢板1～4区、富田、木幡東、木幡西、川崎反町、境林、館ノ川、高塩、倉掛、合会、片俣、塩田、幸岡、下太田、荒井、土屋）



●矢板市地域包括支援センターすえひろ ☎(47) 7005

住所／末広町 45-3（尾形クリニック内）

担当地域／

- ・片岡地区
- ・矢板地区東部の行政区

（矢板5・6区、末広町、針生、中、東町、沢、豊田、成田、ロビンシティ矢板、ハッピーハイランド矢板）



基本的な感染対策を徹底しましょう！



基本的な感染対策を徹底しましょう！



募集 ～ 第2層協議体 ～ 話し合いの場に参加しませんか？

日時・場所／お住まいの地区にご参加ください。

各地区協議体名	日時	場所
矢板助け合いの会「やさしい手」	3月25日(金) 14:00～15:30	きずな館
泉ぼっちの会	3月18日(金) 14:00～15:30	泉公民館
片岡ささえあいの会	3月23日(水) 14:00～15:30	片岡公民館



内容／主に高齢者分野における「地域の困りごと」や「あったらいいなと思う助け合い」などについて、楽しく話し合い、情報共有をします。

対象者／地域での助け合い・支え合いに関心のある方など、どなたでも参加できます。

申込方法／参加希望の方は、お問い合わせください。

申込・問い合わせ／
社会福祉協議会 ☎(44) 3000
高齢対策課 ☎(43) 3896

募集 手話奉仕員養成講座 (入門・基礎編)

手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、日常会話程度の表現技術を取得する手話奉仕員の養成講座を開催します。

日時／5月11日(水)～令和5年3月15日(水)
毎週水曜日 全40回 19:00～21:00
(休講日：お盆、年末年始など)

場所／きずな館 会議室

対象／市内在住または在勤、在学の15歳以上の方

※18歳未満の方は保護者の同意が必要です。

定員／10人程度 ※申込多数の場合は抽選

参加費／無料(ただし、テキスト代3,300円は自己負担)

持ち物／筆記用具

申込方法／3月31日(木)までに、電話またはファクスでお申し込みください。その際、①氏名②ふりがな③住所④年齢⑤電話番号⑥ファクス番号(お持ちの方)⑦手話奉仕員養成講座の受講経験の有無をお伝えください。

そのほか／受講の可否は、4月中旬ごろ連絡します。

申込・問い合わせ／
社会福祉協議会 ☎(44) 3000 FAX(43) 6661

募集 救急医療情報キットの交付について

高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的に、救急医療情報キットを無料で交付しています。

救急医療情報キットとは、「かかりつけ医」、「服薬」、「持病」などの医療情報を、専用の容器に入れて自宅に保管し救急時や災害時など「もしも…」のときに備えるためのものです。

- 対象／矢板市内に住民登録している方で次に該当する世帯
- ①70歳以上のひとり暮らしの高齢者
 - ②70歳以上の高齢者のみの世帯
 - ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けているひとり暮らしの障がい者
 - ④家族と同居しているが、日中は上記①～③の状態となる世帯

- キット内容／
- ・保管容器1個
*500mlペットボトル程度の大きさです。
 - ・救急医療情報カード
*必要枚数(1人1枚必要です)
 - ・ステッカー2枚
 - ・パンフレット



配布個数／対象世帯に1セット配布します。

申込方法／窓口で申請してください。

申請・問い合わせ／高齢対策課 ☎(43) 3896



詳しくはこちら

募集 矢板市都市計画審議会委員

都市計画法第77条の2の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するため「都市計画審議会委員」を募集します。

募集人数／3人程度

*応募者が多数の場合、書類選考のうえ決定します。

募集期間／3月10日(木)～24日(木) ※必着

任期／4月～令和6年3月の2年間

応募資格／

- ・市内在住の20歳以上の方
- ・年1回程度(平日日中)の会議に出席可能な方

応募方法／応募用紙に必要事項を記入し、直接お持ちいただくか、郵送・ファクス・メールのいずれかでお送

りください。応募用紙は、都市整備課窓口にあるほか、ホームページ(トップページ>暮らし・手続き>都市計画>都市計画審議会委員募集)からダウンロードできます。

そのほか／

- ・報酬、交通費などの支給はありません。
- ・応募の際に寄せられた個人情報、本事業以外に使用することはありません。

応募・問い合わせ／

〒329-2192 矢板市都市整備課(住所不要)
☎(43) 6213 FAX(43) 9790
✉toshikeikaku@city.yaita.tochigi.jp

引っ越したら住民票を移しましょう

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮やアパートなどが住所地となります。

住民票は、選挙人名簿などの各種登録や行政サービスにつながる大切な情報です。忘れずに住所異動届(転入・転出)を提出しましょう。

問い合わせ／選挙管理委員会事務局 ☎(43) 6219

【ご注意ください】

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。異なる市区町村に転出した方で、住民票を移していない、または住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地での投票はできません。

募集 シルバー人材センター 会員

資格／60歳以上の健康で働く意欲のある方

内容／植木の手入れ、除草、草刈り、清掃、網戸・ふすま・障子張り替え、大工仕事、塗装、あて名書き など

※仕事の内容に応じて配分金(手間賃)が支払われます。
会費／年2,000円
入会説明会／毎月実施しています。直近の3カ月は以下のとおりです。

日時／3月7日(月)、4月4日(月)、5月16日(月)
いずれも14:00～16:00

場所／きずな館
※出席を希望する方は、事前にご連絡ください。

問い合わせ／シルバー人材センター ☎(43) 6660

募集 献血にご協力ください

日時／
3月14日(月)
10:00～11:45、13:00～16:00

場所／
保健福祉センター

内容／
全血献血のみ 200ml、400ml

問い合わせ／
健康増進課 ☎(43) 1118



もうすぐ春です! ～住まいリフォームでリフレッシュしませんか?～

水まわりが、毎日をもっと快適に。

県北唯一認定 TOTOリモデルクラブ店
総合エネルギー(電気・ガス) & リフォーム

株式会社 スミスケ

矢板市針生71-3 ☎0287-43-0220
フリーダイヤル0120-82-5541
矢板市商工会会員・矢板市上下水道指定工事店

見積り、ご相談は無料!! お気軽にお問い合わせください。 ※掲載商品は一例です。

広報やいたに 広告掲載 しませんか?

【問い合わせ】
秘書広報課 ☎(43) 3764

①裏表紙限定 60,000円/回 (12cm×17.8cm)	②スタンダード 20,000円/回 (4.1cm×17.8cm)	③気軽にできる 10,000円/回 (4.1cm×8.9cm)
--------------------------------------	--	---------------------------------------



開催 エコパークしおや 再生品提供事業



詳しくはこちら

物を大切に長く使い続ける気持ちと、ごみの減量化を推進するため、ごみとして搬入された家具などの中で、キズや汚れがほとんど無いもの、わずかなキズがあってもまだ使用できるものを再生品として展示し、希望者に無料で提供する事業を行います。



過去の展示品

詳細は、ホームページをご覧ください。管理事務所までお問い合わせください。次回開催は、5月を予定しています。

実施期間／3月1日(火)～23日(水)
9:00～12:00 13:00～16:30
※土・日・祝日は除く

対象／矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町在住の18歳以上の方

申込方法／エコパークしおや管理事務所へ直接お越しいただき、申込用紙に必要事項を記入の上、ご提出ください。
※電話、郵送、代理でのお申し込みはできません。

※申込多数の場合は抽選。

申込・問い合わせ／
塩谷広域行政組合 エコパークしおや管理事務所
☎0287(53)7370

重度心身障害者医療費助成制度の対象者を拡大します

4月1日から、重度心身障害者医療費助成制度の対象者に、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加します。

この制度を利用するためには、事前に受給者証の交付申請が必要です。すでに精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方には、交付申請書を3月下旬にお送りする予定です。
必要なもの／

- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)
- ・本人名義の振込先口座が分かるもの(通帳など)
- ・健康保険証(本人と同一の健康保険に加入されている方全員分)

申請・問い合わせ／社会福祉課 ☎(43)1116
FAX(43)5404

「**重度心身障害者医療費助成制度**」とは
助成内容／医療機関などの窓口で支払った金額のうち、申請により保険診療分の金額を償還払にて後日指定口座に振り込みます。

※一部自己負担が生じる場合があります。

- 対象者／
- ・身体障害者手帳1・2級と同程度の障がいをお持ちの方
 - ・知能指数35以下(療育手帳A1・A2相当)の方
 - ・身体障害者手帳3・4級と同程度の障がいをお持ちで、かつ、知能指数50以下(療育手帳B1相当)の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

生涯学習館の改修工事を行います

生涯学習館長寿化改修工事に伴い、生涯学習館の貸出制限や窓口業務の時間短縮などが行われます。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

工事期間／3月～8月下旬

【貸出制限】

- ①1階 体育室・ロビー
3月1日(火)～5月8日(日)
- ②1階 会議室、2階 研修室(1)・(2)
4月1日(金)～6月26日(日)

【窓口業務】火～金曜日／8:30～21:00
土～月曜日／8:30～17:15

※次の期間で窓口業務の時間短縮を行います。

- 4月29日(祝・金)～5月1日(日)…終日休止
- 5月2日(月)…8:30～17:15
- 5月3日(祝・火)～5日(祝・木)…終日休止
- 5月6日(金)…8:30～17:15
- 5月7日(土)～8日(日)…終日休止

問い合わせ／生涯学習課 ☎(43)6218

感染対策

「3つの基本」を守りましょう!



身体的距離の確保



マスクの着用



手洗い